

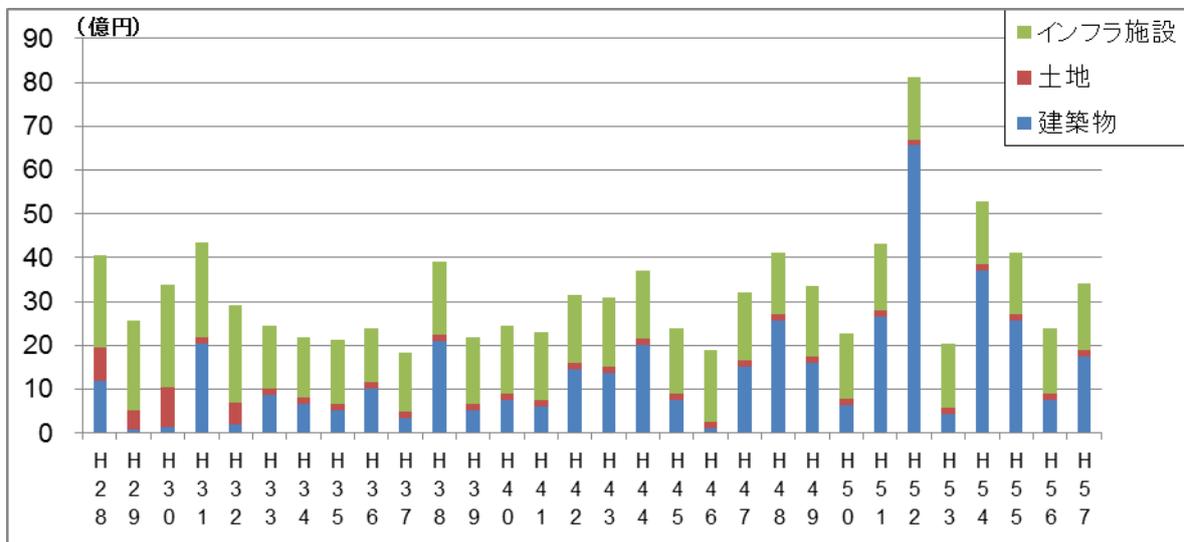
■資料編

1 公共施設等の管理に関する費用

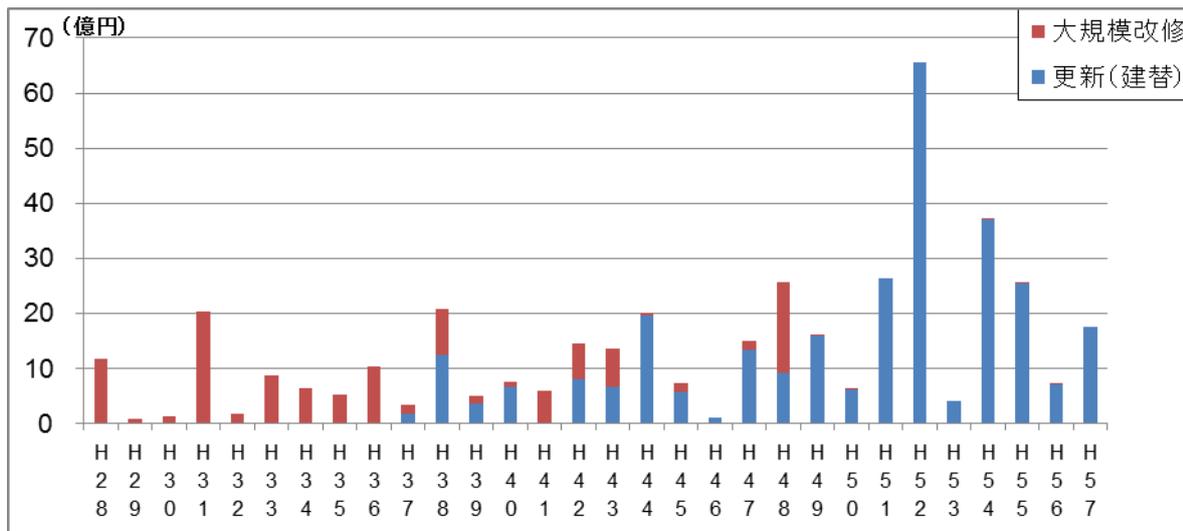
(1) 公共施設等の管理に関する費用の内訳

単位：億円

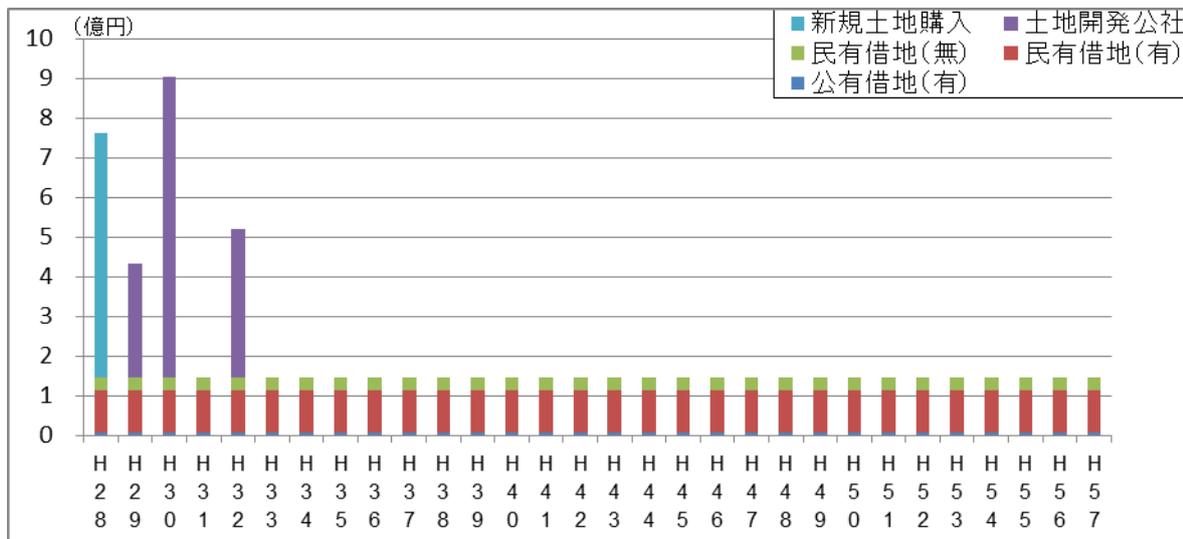
	30年間(28-57)		10年間(28-37)		20年間(38-57)	
	費用	財源予測	費用	財源予測	費用	財源予測
建築物	414.9	354.0	138.0	118.0	276.9	236.0
土地	64.1	64.1	34.9	34.9	29.2	29.2
インフラ施設	480.6	462.0	176.9	154.0	303.7	308.0
合計	959.6	880.1	349.8	306.9	609.8	573.2



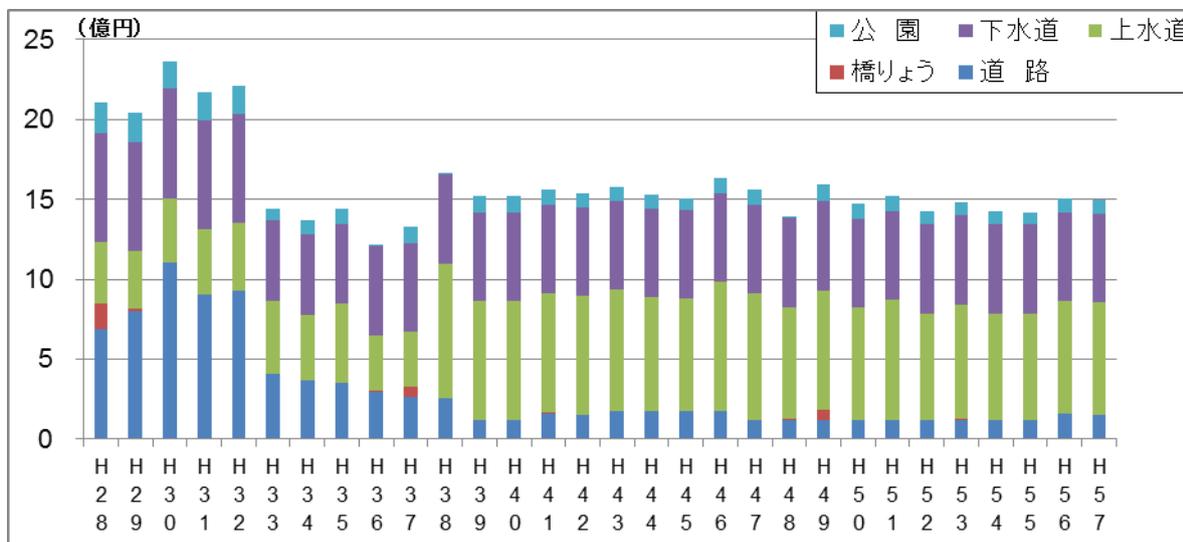
■ 建築物の管理に関する維持補修・更新費用の内訳



■ 土地の管理に関する費用の内訳



■ インフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用の内訳



(2) 建築物の管理に関する維持補修・更新費用の算定根拠

①国が示す更新費用算定の前提条件

- すべての公共施設等を対象とし、現在保有している公共施設等を今後もすべて保有し続けると仮定する。
- 大規模改修を行うものとして推計し、大規模改修の周期は30年、建替更新周期は60年とする。

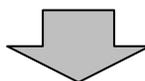
②大規模改修及び更新に係る費用

■施設分類の変更

【更新費用試算ソフトにおける大規模改修単価及び更新単価】

施設分類	大規模改修の1㎡単価	更新の1㎡単価
市民文化系・社会教育系・行政系施設等	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設等	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系・子育て支援施設系	17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡

注：更新費用には、既存施設の解体費用を含む



【計画における施設分類（網掛け部分が更新費用試算ソフトからの変更箇所）】

施設分類	大規模改修の1㎡単価	更新の1㎡単価
市民文化系・社会教育系・行政系施設・スポーツ・レクリエーション系施設等	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系・子育て支援施設系	17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅・鉄筋コンクリート造以外の建築物	17万円/㎡	28万円/㎡

■施設分類の設定方法

項目	内容						
鉄筋コンクリート以外の構造	<p>更新費用試算ソフトの単価には、建築物の構造別の考え方が含まれていないため、施設分類によっては高価に試算されます。</p> <p>そのため、鉄筋コンクリート造以外の建築物については、更新単価が安価である28万円の施設分類とします。</p> <p>【鉄筋コンクリート以外の構造】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・コンクリートブロック造</td> <td>・鉄骨プレハブ造</td> </tr> <tr> <td>・鉄骨造</td> <td>・アルミサンドイッチパネル</td> </tr> <tr> <td>・軽量鉄骨造</td> <td>・木造 等</td> </tr> </tbody> </table>	・コンクリートブロック造	・鉄骨プレハブ造	・鉄骨造	・アルミサンドイッチパネル	・軽量鉄骨造	・木造 等
・コンクリートブロック造	・鉄骨プレハブ造						
・鉄骨造	・アルミサンドイッチパネル						
・軽量鉄骨造	・木造 等						
市民文化系・社会教育系・行政系施設等	<p>更新費用試算ソフトの「市民文化系・社会教育系・行政系施設等」において定められる大規模改修単価は、羽村市公共建築物維持保全計画に定められた大規模改修工事費用に比べて非常に高くなっています。</p> <p>そのため、平成26年度用標準建物予算単価（東京都資料）で算出したところ、約20万円/㎡となったため、「市民文化系・社会教育系・行政系施設等」については、大規模改修単価が20万円の施設分類とします。</p>						

(3) 土地の管理に関する費用の算定根拠

■計画期間内に全ての借地を購入した場合の経費

敷地所有形態	経費	敷地面積
①市有地	—	59万7,287.22㎡
②土地開発公社所有地（借地）	総額：約 14.2 億円※ ¹	3万9,504.54㎡
③国及び公有地等借地（有償）	総額：約 46.5 億円※ ²	3万4,552.62㎡
④国及び公有地等借地（無償）	総額：約 137.3 億円※ ²	10万1,957.99㎡
⑤民有地借地（有償）	総額：約 72.4 億円※ ²	5万3,787.84㎡
⑥民有地借地（無償）	総額：約 26.0 億円※ ²	1万9,326.85㎡
合計	約 296.4 億円 (9.9 億円/年)	84万6,417.06㎡

※1：土地開発公社が購入した金額

※2：平成27年の羽村市内の公示地価の11地点の平均地価を借地面積に乗じた金額

■土地開発公社所有地以外の借地について現在の契約を継続した場合の経費

敷地所有形態	経費	敷地面積
①市有地	—	59万7,287.22㎡
②土地開発公社所有地（借地）	購入費用総額：約 14.2 億円※ ¹	3万9,504.54㎡
③国及び公有地等借地（有償）	借地料総額：約 2.5 億円※ ²	3万4,552.62㎡
④国及び公有地等借地（無償）	—	10万1,957.99㎡
⑤民有地借地（有償）	借地料総額：約 31.9 億円※ ²	5万3,787.84㎡
⑥民有地借地（無償）	市税減額免除総額：約 9.3 億円※ ³	1万9,326.85㎡
⑦都市整備用地の新規購入	約 6.2 億円※ ⁴	(4503.48㎡) ※ ⁵
合計	約 64.1 億円（約 2.1 億円/年） ※全て購入した場合に比べて 約 78.4%の軽減となる	84万6,417.06㎡

※1：土地開発公社が購入した金額

※2：平成27年度の借地料で計画期間内は更新し続けると仮定

※3：固定資産税及び都市計画税の算定根拠となる固定資産税評価額については、「固定資産税評価額=公示地価×70%」と設定して算出

※4：平成28年度の羽村駅西口土地区画整理事業に伴う、都市整備用地の新規購入費用

※5：現段階で購入する都市整備用地の面積は確定していないため、登記簿地積により掲載。

■地価公示の状況（平成 27 年）

標準地 番 号	標準地の所在（住居表示）	平成 27 年 （円）	平成 26 年 （円）
1	羽村市羽中 3 丁目 2638 番 23（羽中 3-10-12）	130,000	127,000
2	羽村市小作台 5 丁目 20 番 2	185,000	181,000
3	羽村市富士見平 1 丁目 8 番 15	144,000	141,000
4	羽村市羽西 3 丁目 1774 番 6（羽西 3-3-28）	135,000	134,000
5	羽村市川崎 3 丁目 128 番 13 外（川崎 3-6-14）	—	136,000
	羽村市川崎 3 丁目 93 番 3（川崎 3-9-2）	129,000	—
6	羽村市羽中 1 丁目 2874 番 8（羽中 1-6-47）	136,000	134,000
7	羽村市緑ヶ丘 5 丁目 10 番 40	164,000	162,000
8	羽村市双葉町 2 丁目 1197 番 19（双葉町 2-13-38）	122,000	121,000
9	羽村市羽字玉川附 690 番 62	92,000	91,800
5 - 1	羽村市緑ヶ丘 1 丁目 14 番 4	174,000	173,000
9 - 1	羽村市栄町 3 丁目 5 番 1 外	69,800	68,800
平均		134,618	133,600

※平成 27 年 3 月国土交通省公示、平成 27 年 1 月 1 日現在の価格（1㎡当たり）

【参考 1：羽村市における借地賃料設定の基本的な考え方】

- ・借地料＝（固定資産税＋都市計画税）× 2
- ※借地料は、公有財産管理運用委員会にて協議
- ※土地の評価額が変化した場合には、契約内容を現在の土地の評価額に合わせて変更

【参考 2：土地の購入費用算定の購入価格】

- ・平成 27 年の羽村市内の地価公示の平均を利用（13 万 4,618 円/㎡）

【参考 3：平成 27 年度における借地料の総額】

敷地所有形態	借地料	箇所
公有地等借地（有償）	847 万 2,000 円	4 箇所
民有地借地（有償）	1 億 629 万 3,000 円	56 箇所
合計	1 億 1,476 万 5,000 円	60 箇所

(4) インフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用の算定根拠

■インフラ施設における費用算定の考え方

種別	内容
道路	更新費用試算ソフトでは、整備面積を舗装路盤を含めた更新型の舗装補修として試算していますが、路面性状調査の結果を踏まえ、表層のみの舗装補修等とすることで、費用を軽減しました。
橋りょう	羽村市橋梁長寿命化修繕計画をもとに算出しました。
上水道	更新費用試算ソフトでは、ダクタイル鋳鉄管など配水管等の管種によらず耐用年数を40年として試算していましたが、インフラ施設の効率的な更新の観点から、耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管よりも耐震性の低い硬質塩化ビニール管を優先的に更新し、予防保全型の維持管理を進めることで費用を軽減しました。
下水道	更新費用試算ソフトでは、下水道管を掘り返し交換する更新型の維持管理として試算していますが、管路内TVカメラ調査及び掘り返し不要の改築更新技術による予防保全型の維持管理を進めることで、費用を軽減しました。
公園等	羽村市公園等施設維持保全計画をもとに算出しました。

※羽村駅西口土地区画整理事業計画におけるインフラ施設の築造費を含む

■更新費用試算ソフトにおける更新費用の考え方

道路は、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

橋りょうでは、面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

上水道・下水道については、整備年度ごとの管種別及び管径別の延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

更新費用試算ソフトの更新単価は、次の頁に示します。

■更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）の更新単価

インフラ施設		更新年数	更新単価
[道 路]	1級市道 2級市道 その他の市道	15年	4,700円/m ²
	自転車歩行者道	15年	2,700円/m ²
[橋りょう]	PC橋 RC橋 石橋 木橋その他 鋼橋	60年	425千円/m ² 500千円/m ²
	[上水道] 導水管 ・ 送水管 (管径)	40年	300mm未満 300～500mm未満 500～1,000mm未満 1,000～1,500mm未満 1,500～2,000mm未満 2,000mm以上
配水管 (管径)	150mm以下	40年	97千円/m
	200mm以下		100千円/m
	250mm以下		103千円/m
	300mm以下		106千円/m
	350mm以下		111千円/m
	400mm以下		116千円/m
	450mm以下		121千円/m
	500, 550mm以下		128千円/m
	600mm以下		142千円/m
	700mm以下		158千円/m
	800mm以下		178千円/m
	900mm以下		199千円/m
	1,000mm以下		224千円/m
	1,100mm以下		250千円/m
	1,200mm以下		279千円/m
	1,350mm以下		628千円/m
	1,500mm以下		678千円/m
1,650mm以下	738千円/m		
1,800mm以下	810千円/m		
2,000mm以上	923千円/m		
[下水道] (管種)	コンクリート管 陶管 塩ビ管 その他 更生管	50年	124千円/m 134千円/m

※公園は、羽村市公園等施設維持保全計画（平成26年度～平成35年度）を参考に算出

2 羽村市公共施設等総合管理計画策定経過

年 月 日	内 容
平成26年5月30日	羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱の制定
7月29日	第1回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会・部会
9月16日	第2回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
10月14日	第2回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会部会
10月29日	第3回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
11月17日	第3回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会部会
12月17日	第4回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
平成27年1月15日	第5回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会・第4回部会
2月17日	第6回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
3月31日	羽村市公共施設等総合管理計画懇談会設置要綱の制定
7月28日	第7回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
7月30日	第1回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
9月30日	第2回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
10月5日	第8回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
11月4日	第5回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会部会
11月9日	第9回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
11月30日	第3回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
12月7日	第6回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会部会
12月11日	第10回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
平成28年1月14日	第7回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会部会
1月18日	第11回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
1月19日	第4回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
3月1日	羽村市公共施設等総合管理計画（案）意見公募手続 （3月1日～3月15日）

3 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会について

(1) 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会設置要綱

平成 27 年 3 月 31 日羽企企発第 18317 号

羽村市公共施設等総合管理計画懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 羽村市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、市民、学識経験者、公共的団体の有識者等からの意見を広く聴取するため、羽村市公共施設等総合管理計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、計画に関する必要な事項について意見交換し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 公共的団体等の代表者 6 人以内
- (3) 市民公募委員 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事項について市長に報告するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 懇談会の庶務は、市政の総合調整を所管する課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、第 2 条に定める事項について市長に報告した日をもって、その効力を失う。

(2) 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会委員名簿

No.	役職	氏名	所属・職務名	区分
1	会長	金子 憲	首都大学東京 都市教養学部 准教授	学識経験者
2	副会長	寺嶋 孝	羽村市町内会連合会副会長 (双葉町松原町内会会長)	公共的団体 等の代表者
3	委員	櫻沢 康	東京税理士会青梅支部 櫻沢康税理士事務所	学識経験者
4	委員	市野 明	羽村市文化協会会長	公共的団体 等の代表者
5	委員	武末 三枝子	羽村市民生児童委員協議会副会長	公共的団体 等の代表者
6	委員	小山 克也	羽村市商工会（商業部会長） アライアンス社会保険労務士法人 小山事務所	公共的団体 等の代表者
7	委員	鈴木 誠	羽村市建設防災協力会会長 鈴木土建株式会社代表取締役	公共的団体 等の代表者
8	委員	市川 恒	全日本不動産協会多摩西支部相談委員長 有限会社アップルハウス	公共的団体 等の代表者
9	委員	川端 芳時	市民	市民公募
10	委員	太田 和子	市民	市民公募

(3) 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会内容

区分	開催日	内 容
第1回	平成27年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼状交付 ・会長及び副会長の選任について ・羽村市公共施設等総合管理計画懇談会の傍聴に関する定め（案）について ・羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準について ・会議の進め方について ・羽村市公共施設等総合管理計画策定に向けて
第2回	平成27年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市公共施設等総合管理計画策定に向けて <p>○確認事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共施設等総合管理計画の位置付け 2. 総務省指針の記載事項との関係 <p>I. 公共建築物の維持管理・更新に必要となる財源等の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共建築物の維持管理・更新に関する予測（案）について 2. 公共建築物の今後の取り組み方針（案）について 3. 羽村市の実態に合わせた効率的な維持管理・更新による効果（案） 4. その他の施策実施等による不足財源の解消（案） <p>II. 土地の維持管理に必要となる財源等の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地の維持管理・更新に関する予測（案）について 2. 土地に関する今後の取り組み方針（案）について <p>III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（案）の検討</p>
第3回	平成27年 11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市公共施設等総合管理計画（案）について <p>（1）第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</p> <p style="padding-left: 40px;">3.インフラ施設の管理に関する基本的な方針について</p> <p>（2）第4章 公共建築物の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について</p> <p>（3）第5章 土地の類型ごとの管理に関する基本的な方針について</p>
第4回	平成28年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市公共施設等総合管理計画（案）について

4 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会について

(1) 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 30 日羽企企発第 3015 号

羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 羽村市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）を策定するため、羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関し必要な次の事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 公共施設等のあり方及び方向性に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) その他、計画策定に必要となる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 副委員長 教育長
- (3) 委員 羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和 60 年規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する部長の職にある者

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 その他、委員会の運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(部会)

第 5 条 第 2 条に規定する所掌事項に関し、具体的な調査及び研究等を行うため、委員会に部会を置く。

2 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 部会長 企画総務部長
- (2) 副部会長 財務部長
- (3) 部会員 企画政策課長、財政課長、契約管財課長、地域振興課長、防災安全課長、生活環境課長、高齢福祉介護課長、児童青少年課長、土木課長、建築課長、下水道課長、都市計画課長、水道課長、生涯学習総務課長その他委員長が必要と認める者

3 部会長は、部会の総務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

5 その他部会の運営に関する事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市の政策及び重要施策の調査研究を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行し、計画が策定された日をもってその効力を失う。

付 則

この要綱は、平成27年1月19日から施行する。

(2) 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会委員名簿

No.	役職	氏名	所属・職務名	備考
1	委員長	北村 健	副市長	
2	副委員長	桜沢 修	教育長	
3	委員	竹田 佳弘	議会事務局長	
4	委員	井上 雅彦	企画総務部長	
5	委員	小作 貫治 早川 正	財務部長	平成 26.5.30～平成 27.12.13 平成 28.1.1～
6	委員	早川 正 伊藤 文隆	市民生活部長	平成 26.5.30～平成 27.12.31 平成 28.1.1～
7	委員	加藤 秀樹	産業環境部長	
8	委員	雨倉 久行	福祉健康部長	
9	委員	小林 宏子	子ども家庭部長	
10	委員	加藤 博	建設部長	
11	委員	阿部 敏彦	都市整備部長	
12	委員	田中 繁生	水道事務所長	
13	委員	小林 健朗	会計管理者	
14	委員	市川 康浩	生涯学習部長	
15	委員	山崎 尚史	生涯学習部参事	

(3) 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会部会部会員名簿

No.	役職	氏名	所属・職務名	備考
1	部会長	井上 雅彦	企画総務部長	
2	副部会長	小作 貫治 早川 正	財務部長	平成 26.5.30～平成 27.12.13 平成 28.1.1～
3	部会員	橋本 昌	企画政策課長	
4	部会員	高橋 誠	財政課長	
5	部会員	飯島 直哉	契約管財課長	
6	部会員	羽村 典洋	地域振興課長	
7	部会員	中野 秀之	防災安全課長	
8	部会員	鈴木 宏哉	生活環境課長	
9	部会員	島田 由則	高齢福祉介護課長	
10	部会員	細谷 満広	児童青少年課長	
11	部会員	渡辺 篤	土木課長	
12	部会員	山本 和晃	建築課長	
13	部会員	金子 善信	下水道課長	
14	部会員	神尾 成也	都市計画課長	
15	部会員	加藤 純	水道課長	
16	部会員	西尾 洋介	生涯学習総務課長	

5 関連資料

(1) 羽村市公有財産管理規則

公有財産の適正な管理を行うために、公有財産の取得、用途決定、建築物の増改築等、管理、用途の変更等を行う場合の規定を「羽村市公有財産管理規則」において定めています。

(2) 羽村市公有財産管理運用委員会規則

羽村市の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れの適正を図り、あわせてその効率的な運用を行うため、羽村市公有財産管理運用委員会を設置し、必要事項について調査審議を行います。

(3) 公有財産管理に係る事務取扱要領

羽村市公有財産管理規則に定める財産の取得、管理及び処分等について、適切な事務処理に資するため、取扱い及び諸様式を定めています。

(4) 羽村市公共用地取得基準

公共用地（道路用地を除く。）の取得に関し、当該業務の円滑な遂行を図ることを目的に必要な事項を定めています。

(5) 羽村市公共建築物維持保全計画

公共施設の適正な維持管理による施設の長寿命化・延命化を図るとともに、計画的な施設の更新による財政負担の平準化を図るため、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間を計画期間とする「羽村市公共建築物維持保全計画」を、平成 23 年 12 月に策定しました。

(6) 羽村市耐震改修促進計画

減災社会を目指し、市内の住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的に、平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間を対象とした「羽村市耐震改修促進計画」を、平成 20 年 3 月に策定し、平成 28 年度には、新たな計画に改訂する予定です。

(7) 羽村市道路維持保全計画

安全・安心・快適な道路環境を保全し、円滑な道路交通を確保するため、道路施設の長寿命化、道路環境の維持保全、道路管理予算の平準化を図ることを目的に、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間を計画期間とする「羽村市道路維持保全計画」を、平成 25 年 3 月に策定しました。

平成 26 年度に実施した路面性状調査の結果を踏まえ、平成 28 年 3 月に計画を見直しました。

(8) 羽村市橋梁長寿命化修繕計画

橋りょうが経年劣化により著しく損傷等する前に補修を行う、予防保全的な修繕により橋りょうの長寿命化を図ることを目的に、平成 26 年度から平成 65 年度までの 40 年間に計画期間とする「羽村市橋梁長寿命化修繕計画」を、平成 26 年 3 月に策定しました。

(9) 羽村市水道ビジョン

水道施設の老朽化対策、水道水の安全対策の推進及び社会環境・経済情勢の変化等に対応し、経営の健全化、上水道の整備、管路の耐震化、水質管理体制の強化等に向けた事業を進め、将来にわたって安全な水道水を安定して供給できるよう、平成 22 年度から平成 33 年度までの 12 年間に計画期間とする「羽村市水道ビジョン」を、平成 22 年 3 月に策定しました。

(10) 羽村市下水道総合計画

社会、経済情勢の変化に即し、下水道施設の老朽化対策、浸水・地震対策、経営の健全化等の多様な課題への対応や、下水道サービスの維持・向上を柱とし、様々な視点から下水道事業の全体を捉え、効率的な事業経営を進めることを目的に、平成 22 年度から平成 41 年度までの 20 年間に計画期間とする「羽村市下水道総合計画」を、平成 22 年 3 月に策定しました。

(11) 羽村市公園等施設維持保全計画

市内の公園及び児童遊園施設について、計画的な予防修繕を取り入れることでトータルコストの縮減と事業費の平準化を図り、長期にわたって施設の維持保全や安全性を確保することを目的に、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間に計画期間とする「羽村市公園等施設維持保全計画」を、平成 26 年 6 月に策定しました。

羽村市公共施設等総合管理計画
(平成 28 年度～平成 57 年度)

平成 28 年 3 月発行

発行 羽村市

編集 羽村市企画総務部企画政策課

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1

電話 042-555-1111 (代表) FAX 042-554-2921

市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp>

企画政策課メールアドレス s101000@city.hamura.tokyo.jp